

令和元年10月9日  
事務連絡

各都道府県	【	介護福祉士養成施設担当	】	御中
		社会福祉士養成施設担当		
		喀痰吸引等研修担当		
		介護福祉士修学資金等貸付事業担当		
		各地方厚生（支）局介護福祉士学校担当		
		社会福祉士学校担当		

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
福祉人材確保対策室

教育訓練給付制度の活用の周知依頼及び  
介護福祉士修学資金等貸付制度との整理について

介護人材の育成・確保につきまして、平素より格段のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成担当支援室より、「教育訓練給付制度の周知依頼について（喀痰吸引等研修関係）」（別添事務連絡）のとおり、本年10月1日より「喀痰吸引等研修」が教育訓練給付制度における特定一般教育訓練給付の対象となる旨連絡があったところです。

併せて、令和2年4月の指定に向けた教育訓練給付制度（特定一般教育訓練・専門実践教育訓練）の講座指定手続の詳細等に係るホームページにおける公開について、地方公共団体等へ周知するよう依頼がありました。

これらのことを踏まえ、教育訓練給付制度と介護福祉士修学資金等貸付制度との整理など、特にご留意いただきたい点を下記のとおりまとめましたので、各都道府県、地方厚生局におかれましては、別添事務連絡の内容と併せてご確認いただくとともに、管内喀痰吸引等登録研修機関、介護福祉士養成施設・介護福祉士学校（介護福祉士実務者研修を行っている施設を含む。）社会福祉士養成施設・社会福祉士学校及び介護福祉士修学資金等貸付事業を行っている社会福祉協議

会等へ周知していただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡の内容については、厚生労働省内における教育訓練給付制度所管関連部局と調整済みである旨申し添えます。

## 記

### 1. 介護福祉士養成課程、介護福祉士実務者研修、社会福祉士養成課程（以下、「各養成課程」という）について

各養成課程については、教育訓練給付制度における専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練の対象となります。

介護福祉士養成課程 介護福祉士実務者研修 社会福祉士養成課程	専門実践教育訓練
喀痰吸引等研修 介護福祉士実務者研修（講義時間が 120 時間未満の場合）（※）	特定一般教育訓練

（※）

教育訓練の指定は受講料や講義時間が異なれば、別の講座として指定を受ける必要があります。原則として講義時間が 450 時間である介護福祉士実務者研修は専門実践教育訓練の対象となりますが、介護職員基礎研修等の「他研修等の修了認定」により一部科目の履修が免除され、講義時間が 120 時間未満となる者向けの講座を設定する場合には、当該講座は特定一般教育訓練の対象となります。

### 2. 教育訓練給付制度と介護福祉士修学資金等貸付制度について

教育訓練給付制度は、国や都道府県等が基本的に無料で行う公的職業訓練と異なり、講座受講料等を一旦自ら負担する必要があるため、専門実践教育訓練の指定又は特定一般教育訓練を受けた各養成課程の講座を有する施設・学校に、専門実践教育訓練給付又は特定一般教育訓練給付の受給要件を満たす者が受講する場合においても、介護福祉士修学資金等の貸付けを行っても差し支えありません。

### 3. 教育訓練給付制度の活用の周知のお願い

2により、これまでの介護福祉士修学資金等貸付制度の活用に加え、各養成課程の講座について、専門実践教育訓練又は特定一般教育訓練の指定を受けることにより、さらに受講者の負担が減る（※）ことになり、各養成課程の定員充足率増加に資するものと考えられるため、積極的な指定申請等教育訓練給付制度の活用の周知をお願いいたします。

（※）

介護福祉士修学資金等貸付は、給付金ではなく貸付金であり、必ずしも貸付が免除されるものではないため、以下、URL：Q&A～専門実践教育訓練給付金～中Q18における地方公共団体の実施する公的な割引制度に該当しません。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197058.html>

（担当）

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室 資格・試験係

T E L : 03-5253-1111（内線 2845）